

新たに設置した(平成25年4月)地域包括
支援センターの状況報告について

平成25年6月

大阪市 福祉局 高齢福祉課

新たに設置した（平成 25 年 4 月）地域包括支援センターの状況報告について

1. 運営状況の実態確認について

平成 25 年 4 月に増設された 2 か所の地域包括支援センター（以下、包括と略す）について、開設後の運営状況の確認のため訪問し、総合相談及び権利擁護に関する相談状況、介護予防事業等を中心に、包括職員に直接ヒアリングを実施した。円滑な事業運営に繋がるように助言指導や課題の整理を行った。

- (1) 実施時期：平成 25 年 5 月 27 日、28 日
- (2) 実施時間：3 時間程度
- (3) ヒアリング対応者：各地域包括支援センター管理者および職員
- (4) ヒアリング実施者：福祉局高齢福祉課および地域福祉課職員
各区保健福祉センター職員

2. 実態確認状況

(1) 総合相談業務などについて

- この間、大きなトラブルなく業務がスムーズに進んでいる。
- 高齢者の家族に何らかの精神疾患を抱えているなどの困難事例や、居宅介護支援事業者の介護支援専門員からの相談内容が多いとのこと。
- 新たに設置された 2 か所とも「地域ケア会議」の開催をすでに複数回実施していた。これは、市内の包括においての活動経験のある職員がいたことや地域ケア会議について等の研修を実施していることの成果と予想される。
- 「地域ケア会議」への出席を区役所職員に依頼をしても、出席してくれない場合があるとの意見があった。
- 居宅介護支援事業者と契約している生活保護受給者の方が行方不明になったケースにおいて、支援方法や生活保護のケースワーカーとの連携に課題を感じた。

(2) 高齢者虐待・権利擁護について

- まだ、通報ケースは 1 件程度と対応件数は少ないが、区と連携をとり対応ができています。
- 地域・関係機関との連携を進めていく中で高齢者虐待防止啓発も実施できています。今後高齢者虐待・権利擁護の相談等も増えてくる可能性がある。
- 高齢者虐待対応や権利擁護の相談のなかで、処遇困難事例（養護者に精神疾患がある、本人がもともと精神疾患が疑われるうえ認知症がある等）への対応についての相談があった。

(3) 二次予防事業対象者へのケアマネジメント関係について

- 各地域包括支援センターとも、事業の流れ等については的確に理解し、対象者へのアプローチも訪問等により丁寧な対応を心掛けている。
- 区内の他包括との情報共有や介護予防事業者・医療機関等の関係機関との連携についても十分行われている。
- 個別通知による基本チェックリストの返送がないケースなどに、支援が必要なケースが潜在する可能性が高いことから、地域の見守り事業に同行するなど、介護予防等の普及啓発や対象者把握にも積極的に取り組んでいる。

3. 今後の課題

新たに設置した地域包括支援センター 2 か所とも、個別の高齢者支援をする中で区役所との連携において課題を感じている。また、「地域ケア会議」においては厚生労働省からの通知の中で、個人で解決できない課題について行政を含む多職種協働で解決する位置づけとなっている。

区役所との連携については、各区地域包括支援センター運営協議会においても課題解決にむけて検討していくことが必要と思われる。